

社会教育主事講習委嘱要綱

令和2年3月18日
総合教育政策局長決定
令和8年1月23日
一部改正

1 趣旨

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号。以下「省令」という。）に基づき実施するもので、社会教育行政を含めた専門性を身に付けて、地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動をできる社会教育人材を養成することを目的とする。

2 事業概要

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び省令に基づき、社会教育主事の講習（以下「講習」という。）を実施する。

3 実施内容

（1）講習科目

省令第3条において定める次のア～エの中から任意の科目を選択して開講すること。また、他の実施機関と連携して、講習を実施することも差し支えない。

- | | |
|-----------|-----|
| ア 生涯学習概論 | 2単位 |
| イ 生涯学習支援論 | 2単位 |
| ウ 社会教育経営論 | 2単位 |
| エ 社会教育演習 | 2単位 |

（2）講習の運営に係る諸事務

運営委員会を設置し、講習の企画、講師の依頼、受講者のとりまとめ、講習の実施、修了証書の授与等の講習の運営に係る諸事務を行う。

4 委嘱先

大学その他の教育機関（社会教育法第9条の5の規定による）

5 委嘱期間

委嘱期間は5年以内とする。

6 実施計画書の提出

- 講習の委嘱を受けようとする大学その他の教育機関（以下「実施機関」という。）の長は、実施計画書（別紙様式1）を文部科学大臣に提出するものとする。
- 文部科学省は、事業審査委員会を設置して、提出された実施計画書の内容を審査し、適切であると認めた場合、委嘱する大学その他の教育機関を決定する。

7 委嘱の決定及び通知

文部科学大臣は、講習を委嘱する実施機関が決定した場合には、講習の科目、期間その他必要な事項を指定して実施機関の長に対し委嘱状（様式1）を送付する。

8 講習実施の公示

文部科学大臣は、講習を委嘱する実施機関を決定した場合には、速やかに受講者の人数、選定の方法並びに講習を行う実施機関、講習の期間その他講習実施の細目について公示する。（省令第9条）

なお、複数年度で委嘱を受けている実施機関については、文部科学省の求めに応じて、上述の内容を提出するものとする。

9 実施計画の変更

実施計画書に変更が生じた場合は、事前に実施計画変更承認申請書（別紙様式2）を提出するものとする。

10 受講の決定について

(1) 受講対象者

講習を受講できる者は省令第2条に規定される者とする。

(2) 受講の受付

受講を希望する者より提出のあった受講申込書（様式2）により受講の受付を行うこと。
ただし、各講習実施機関が別に定める場合は、その限りではない。

(3) 受講者の決定

受講申込書を提出された実施機関は、受講資格の有無・既修得科目の状況を調査し、運営委員会（「11 講習の運営」参照）の意見を聴いて受講者を選定する。

なお、講習の一部の科目について受講の申込みがあった場合には、実施機関は講習の実施に支障がない限り、当該科目の受講について配慮するものとする。

(4) 受講許可書の送付

実施機関において受講者の選定を終了した場合には、直ちに、その結果を申込者に通知するとともに、選定された受講者に対し受講許可書（様式3）を送付するものとする。

11 講習の運営

実施機関には、講習の円滑な実施を図るため、運営委員会を置くものとする。

運営委員会は、実施機関の長又はその指名する者をもって充てる委員長、主任講師、副主任講師のほか、委員長が必要と認めた者で構成する運営委員をもって組織し、講習の運営について協議するものとする。

実施機関の長は、講師、その他必要な職員を任命する。主任講師は、講習の円滑な運営を図るため、必要な連絡、調整を行う。

12 講習プログラムの編成方法

生涯学習社会にふさわしい開かれた資格とする観点から、科目代替措置の適切な運用及び分割履修への対応を考慮した講習プログラムの編成に努めること。

13 既修得単位等の認定

大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、講習の科目の単位として認定を希望する者より実施機関の長宛てに社会教育主事講習単位修得認定申請書（様式4）の提出があった場合、実施機関の長は、書類を審査し、単位を修得したものと認める者に対し単位修得認定書（様式5）を交付するものとする（省令第7条第2項及び第3項）。

14 単位修得の認定

講習が終了した場合には、実施機関は遅滞なく各科目の単位修得の認定を終えるものとする。

15 修了証書の授与等

（1）修了証書の授与等

実施機関の長は、省令第3条の定めるところに従い必要単位を修得した者に対して修了証書（様式6）を授与しなければならない。（省令第8条）

実施機関の長は、上記により修了証書を授与したときは、その者の氏名、修得科目及び単位数について、実施報告書（別紙様式3）により文部科学大臣に報告しなければならない（省令第8条第2項）。併せて、修了者の同意を得たうえで、都道府県教育委員会に対して、修了者の情報を提供するものとする。

なお、修了証書に記載する氏名は、原則として、講習修了時の氏名とするが、修了者本人の希望により、旧姓等での修了証書の交付を希望する場合は、旧姓を単記または併記にて記載するものとする。

（2）単位修得証明書の交付

実施機関の長は、講習の科目の単位を修得した者がその単位の修得の証明を願い出たときは、単位修得証明書（様式7）を交付する。

16 実施報告書等

実施機関の長は、各年度の講習終了後1か月以内に、実施報告書（別紙様式3）を文部科学大臣に提出しなければならない。また、講習受講者の名簿その他の関係書類について、本委嘱期間を終了した翌年度から5年間以上整理保存しておくものとする。

また、文部科学省の求めに応じて、講習の実施状況や受講者数などの報告を行うものとする。

17 受講料

講習料を徴収することを可とする。その際は収入・支出を勘案し適切な設定を行うこと。

18 委嘱の取消

文部科学省は、委嘱先が本委嘱要綱に違反したとき、委嘱事業の実施に当たり不正または不当な行為をしたとき及び委嘱事業の遂行が困難であると認めた場合、委嘱を取り消すことができる。

19 実施調査

文部科学省は、必要に応じ、本委嘱事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

20 注意事項

(1) 講習実施に当たっての留意事項

①講習の各科目の指導上のねらい及び内容は別紙1「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成30年2月28日 以下「改正通知」という。）のとおりとする。

②改正通知に加え、中央教育審議会生涯学習分科会等の議論や生涯学習・社会教育の振興に関する答申、関係教育委員会の意見等も参考とし、社会の変化に的確に対応した内容とするとともに、受講や受講に関する手続きがオンラインで可能となるような講習実施など受講者の負担軽減を検討し、受講促進を図ること。

なお、受講資格を確認する書類等の提出については、卒業証明書や教育職員免許状授与証明書や在学証明書、単位修得証明書、勤務証明書及び戸籍抄本等が考えられるが、必ずしも原本の提出を求める必要はない。

(2) 受講資格の取り扱い等について

令和8年4月1日に「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」（令和7年文部科学省令第18号）、「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部を改正する告示」（令和7年文部科学省告示第61号）、「社会教育法第9条の5に規定する社会教育主事の講習の受講に関し、社会教育主事講習等規程第2条第6号の規定により同条第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者を指定する告示」（令和7年文部科学省告示第62号）が、それぞれ施行されるため、受講資格の取り扱い等に十分留意すること。 詳細は、別紙2を参照すること。

(3) 意見交換会の参加について

受講しやすい環境の整備も含めた取組を推進するため、文部科学省が主催する社会教育主事講習実施機関との意見交換会（オンライン）に参加するものとする。

(4) 個人情報の取扱いについて

事業の委嘱を受けた実施機関は、本事業の実施によって入手した個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

(5) 危険負担等について

① 委嘱事業の実施に関して生じた損害は、実施機関の負担とする。ただし、実施機関の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

② 委嘱事業の実施にあたり実施機関が故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(6) 非常変災等における対応・代替措置について

① 講習及びその準備期間に非常変災等が発生した場合を想定し、その対応・代替措置について十分に計画しておくこと。

② 対応のあり方、代替措置やその連絡方法については、講習実施計画書及び各実施機関における実施要項に記載し、受講者等に事前に周知しておくこと。

③ 台風等、事前予測が相当程度可能な災害の場合は、その対応について速やかに判断し、決定すること。

④ 自然災害等の影響により、講習の延期あるいは中止とする場合は、その対応につい

て速やかに判断し、決定すること。

- ⑤ 対応を決定したときは、受講者等関係者全員に遅滞なく連絡し、対応を実施すること。

平成30年2月28日付29文科生第736号 文部科学省生涯学習政策局長通知
「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（通知）」（抄）

3 留意事項

(1) 共通事項

- 社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程においては、社会教育主事がNPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、学習者の多様な特性に応じて学習支援を行い、学習者の地域社会への参画意欲を喚起して、学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげていくことにより、人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る基礎的な資質・能力の養成が図られるよう留意すること。
- カリキュラムの編成に当たっては、以下の能力の養成が図られるよう特に留意すること。
 - ① 生涯学習・社会教育の意義など教育上の基礎的知識
 - ② 地域課題や学習課題などの把握・分析能力
 - ③ 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
 - ④ 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
 - ⑤ 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
 - ⑥ 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力
- 社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の科目の目的及び主な内容については、別添2及び別添3を参照すること。

(2) 社会教育主事講習関係

イ. 生涯学習概論について

生涯学習概論は、生涯学習及び社会教育の本質について理解を図ることを目的として、生涯学習の理念と施策、社会教育の意義と展開、社会教育に関する法令、社会教育主事・社会教育指導者の役割、生涯学習社会と学校・家庭・地域等の内容を扱うこと。

ロ. 生涯学習支援論について

生涯学習支援論は、学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図ることを目的として、学習支援に関する教育理論、効果的な学習支援方法、学習プログラムの編成、参加型学習の実際とファシリテーション技法等の内容を扱うこととし、以下に特に留意すること。

- 「参加型学習の実際とファシリテーション技法」については、形式的な手法・技法の習得に止まらず、学習内容や対象との関連を十分に意識しながら展開するものとし、人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力の養成が図られるように留意すること。

ハ. 社会教育経営論について

社会教育経営論は、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図ることを目的として、

社会教育行政と地域活性化，社会教育行政の経営戦略，学習課題の把握と広報戦略，社会教育における地域人材の育成，学習成果の評価と活用の実際，社会教育を推進する地域ネットワークの形成，社会教育施設の経営戦略等の内容を扱うこととし，以下に特に留意すること。

- ① 「社会教育行政の経営戦略」においては，社会教育計画の企画・立案，実施はもとより，評価や改善も視野に入れ，PDCA サイクルを進めることにより，マネジメントの視点に立って，効果的・効率的な社会教育事業の展開を図ることの意義について取り扱うこと。
- ② 「社会教育行政の経営戦略」又は「社会教育施設の経営戦略」においては，厳しい財政状況にあつて社会教育事業の具体化を図るため，クラウドファンディングなど多様な手法による資金調達について取り扱うこと。
- ③ 「社会教育を推進する地域ネットワークの形成」においては，今後の社会教育において，学校・家庭・地域の連携・協働をはじめ，福祉や労働，環境，地域振興，防犯・防災等の行政機関，NPO，大学，企業等の多様な主体と連携・協働が一層求められることから，コーディネート能力やプレゼンテーション能力の養成が図られるように留意すること。

ニ. 社会教育演習について

社会教育演習は，社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図ることを目的として，社会教育に関する実践演習や現場体験等を内容とすることとし，以下に特に留意すること。

- 社会教育演習では，受講者が生涯学習概論，生涯学習支援論，社会教育経営論の受講成果を生かし，社会教育主事として，学習者の多様な特性に応じて学習支援を行い，学習者の地域社会への参画意欲を喚起して，多様な主体と連携・協働を図りながら，学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり，地域学校協働活動等につなげていくことができる実践的な能力の養成が図られるよう留意すること。

ホ. 人権教育等の現代的課題の取扱いについて

- 改正前の社会教育主事講習では，「社会教育特講」において取り扱ってきた現代的課題については，社会教育主事が具体の地域課題を踏まえ，身近な題材等を活用しながら実践的に学ぶ方が必要な知識や技能を習得する上で効率的・効果的であることから，今後は，現職研修等において取り扱うこととすること。

ただし，「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定されている人権教育のように法令に基づき対応が求められている現代的課題については，今後とも，社会教育主事講習の「生涯学習概論」や「生涯学習支援論」等において取り扱うこととすること。

へ. 社会教育主事講習の単位認定等について

- ① 社会教育主事講習において身に付けるべき内容を体系的かつ効果的に習得する観点からは，「生涯学習概論」，「社会教育経営論」，「生涯学習支援論」，「社会教育演習」の順に受講させることが望ましいこと。
- ② 生涯学習概論，生涯学習支援論，社会教育経営論の各科目については，各講習実施機関が社会教育主事講習等規程第7条第1項に基づき，適切な評価方法により単位認定を行うこと。
- ③ 単位の計算方法については，社会教育主事講習等規程第6条に基づき，大学設置基準

第21条第2項各号及び大学通信教育設置基準第5条第1項第3号に定める基準によること。

- ④ 社会教育演習については、各講習実施機関において、受講者が報告書の作成・発表を行い、それを受講者同士や受講者の所属する地方公共団体の関係者等を交えて評価するなど、社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を促す取組を行うこと。
- ⑤ 社会教育演習においては、生涯学習概論、生涯学習支援論及び社会教育経営論に関する受講者の理解に誤りがある場合や、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力の基礎の習得が十分でないと認められる場合等には、講習実施機関は、単位認定に先立ち、受講者に対して個別の指導・助言等を行うことが望ましいこと。

別添 2

社会教育主事講習の科目について

科目名・単位数	目的	主な内容
生涯学習概論 〔2単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔2単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔2単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育演習 〔2単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育に関する実践演習 ・社会教育に関する現場体験 等
合 計	8 単位	

(別紙2)

令和7年7月31日付7文科教第801号 文部科学省総合教育政策局長通知
「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令等の施行並びに社会教育主事の資格
及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて(通知)」(抄)

第一 改正等の概要

- 1 社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号。以下「講習等規程」という。)の一部改正

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第2項各号(第3号及び第8号を除く。)の規定により短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、次に掲げる者を受講資格に含めること。(講習等規程第2条第1項第3号関係)

- ① 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第58条の2(同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定により大学に編入学することができるもの
- ② 専門職大学の前期課程を修了した者
- ③ 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- ④ 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- ⑤ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- ⑥ 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- 2 社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定(平成8年文部省告示第148号。以下「平成8年告示」という。別添2-2参照。)の一部改正

平成8年告示一において指定する、法第9条の4第1号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職に、次に掲げる者を含めること。

- ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司の職

- ② 農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 8 条第 1 項に規定する普及指導員の職
 - ③ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める社会福祉主事の職
 - ④ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 35 条第 1 項に規定する勤労者家庭支援施設指導員の職
- 3 社会教育法第 9 条の 5 に規定する社会教育主事の講習の受講に関し、社会教育主事講習等規程第 2 条第 6 号の規定により同条第 1 号から第 5 号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者を指定する告示（令和 7 年 7 月 31 日文部科学省告示第 62 号。以下「令和 7 年告示」という。）の制定
- 講習等規程第 2 条第 6 号に基づく受講資格として、次に掲げる職を指定すること。
- ① 2 年以上児童福祉法第 12 条の 2 第 1 項に規定する児童相談所の所長、所員、又は同条第 4 項に規定する児童相談所の職員であった者で、同法第 13 条第 3 項の各号に規定する児童福祉司の資格要件のいずれかに該当する者
 - ② 2 年以上次の業務に従事した者
 - ・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉士の業務
 - ・社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 2 項に規定する介護福祉士の業務
 - ・精神保健福祉法（平成 9 年法律第 131 条）第 2 条に規定する精神保健福祉士の業務
 - ③ 2 年以上、地域おこし協力隊等の地域振興に関する業務として、社会教育関係業務に従事した者
 - ④ 4 年以上児童福祉士法第 18 条の 4 に規定する保育士の業務に従事した者
 - ⑤ その他文部科学大臣が①から④までに掲げる者と同等以上と認めた資格を有する者

4 施行期日

施行期日は令和 8 年 4 月 1 日とする。

なお、講習等規程及び令和 7 年告示においては、施行日以降に開始する講習に適用する。また、平成 8 年告示においては、経過措置として、施行日前に開始した講習の受講資格についてはなお従前の例によることとする。

第二 社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて

1 社会教育主事の資格に係る実務経験等について

社会教育主事の資格要件については、法第 9 条の 4 において、原則、主事講習や社会教育主事養成課程での学修の修了に加え、社会教育主事補や教育に関する職等の一

定の実務経験が求められている（別添4）。

当該実務経験については、同条第1号において、

- イ 社会教育主事補の職にあった期間
- ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するもの
にあった期間（以下当該職を「主事補と同等の職」という。）
- ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係る
ある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得
に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲
げる期間に該当する期間を除く。）（以下該当業務を「社会教育に係るある業務」
という。）を通算して3年以上とされている。

また、同条第2号においては、「文部科学大臣の指定する教育に関する職」（以
下「教育に関する職」という。）を5年以上、同条第3号においては、上記イ、
ロ、ハを通算して1年以上とされている。

なお、これらに規定する「主事補と同等の職」（同条第1号ロ）、「社会教育に係
るある業務」（同条第1号ハ）及び「教育に関する職」（同条第2号）の具体的な範囲
等については、平成8年告示において指定されており、その取扱いは本通知による
ものとする。

(1) 「主事補と同等の職」の指定について【平成8年告示一：法第9条の4第1号ロ
関係】

- ① 平成8年告示一で主事補と同等の職と指定する職の概要は、以下のとおりである。
 - ・ 文部科学省、大学共同利用機関法人、関係独立行政法人における、社会教育に係
る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務
に従事する者の職（当該内容の職について、以下「社会教育に係るある職」と
いう。）（平成8年告示一の1）
 - ・ 地方公共団体の教育委員会における社会教育に係るある職（平成8年告示一の
2）
 - ・ 児童福祉法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司の職（平成8年告示
一の3）
 - ・ 農業改良助長法第8条第1項に規定する普及指導員の職（平成8年告示一の4）
 - ・ 社会福祉法に定める社会福祉主事の職（平成8年告示一の5）
 - ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第35
条第1項に規定する勤労者家庭支援施設指導員の職（平成8年告示一の6）
 - ・ 大学及び高等専門学校における社会教育に係るある職（平成8年告示一の7）
 - ・ 社会教育施設における社会教育に係るある職（平成8年告示一の8）

- ・図書館法第4条に規定する司書の職（平成8年告示一の9）
- ・博物館法第4条第4項に規定する学芸員の職（平成8年告示一の10）
- ・社会教育関係団体における社会教育に関係のある職（常時勤務する者に限る）。（平成8年告示一の11）
- ・官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職であって、文部科学大臣が平成8年告示一の1から一の11までに規定する職と同等以上と認めた職（平成8年告示一の12）

② 「主事補と同等の職」の取扱いについて

ア 平成8年告示一に掲げる職については、平成8年告示一の11を除き、非常勤職員が含まれること。

イ 平成8年告示一の2の地方公共団体の教育委員会における社会教育に関係のある職には、社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、博物館協議会委員、教育委員、生涯学習審議会委員、地域学校協働活動推進員の職が含まれること。

ウ 平成8年告示一の11の社会教育関係団体における社会教育に関係のある職には、地域の社会教育関係団体又は民間社会教育事業者（※）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画、実施に当たる職とすること。また、当該職には、事業の企画、実施を行う者を指導監督する当該社会教育関係団体等の会長、副会長、事務局長等の職員（常時勤務する者に限る。）も含まれ得ること。

（※）民間社会教育事業者とはカルチャーセンター等の営利を目的として社会教育事業を行う企業及び一般社団法人等の非営利法人で社会教育事業を行う事業者をいう。

エ 平成8年告示一に掲げる以外の施設等機関、独立行政法人、地方公共団体の教育委員会以外の官公署において、告示一に掲げるものと同様の社会教育に関係のある職を経験した者についても、法第9条の4第4号の規定により、都道府県教育委員会が社会教育に関する専門的事項について同条第1号から3号に掲げる者に相当する教養と経験があると認定することで、社会教育主事の資格を有することができることに留意すること。

(2) 「社会教育に関係のある業務」の指定について【平成8年告示二：法第9条の4第1号ハ関係】

① 平成8年告示二で社会教育に関係のある業務として指定する業務の概要は、以下のとおりである。

- ・ 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、関係独立行政法人が実施する、社

会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導（当該内容の業務について、以下「事業の企画・立案、指導」という。）（平成8年告示二の1）

- ・地方公共団体の教育委員会が実施する事業の企画・立案、指導（平成8年告示二の2）
- ・大学及び高等専門学校が実施する事業の企画・立案、指導（平成8年告示二の3）
- ・社会教育施設が実施する事業の企画・立案、指導（平成8年告示二の4）
- ・社会教育関係団体が実施する事業の企画・立案、指導（平成8年告示二の5）
- ・独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「国際協力機構法」という。）第13条第1項第4号に規定する国民等の協力活動（平成8年告示二の6）
- ・官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係るある事業における業務であって、文部科学大臣が平成8年告示二の1から二の6までに規定する業務と同等以上と認めた業務（平成8年告示二の7）

② 「社会教育に係る業務」の取扱いについて

ア 平成8年告示二の1から二の5における「事業の企画及び立案」とは、事業の目標設定、事業計画の作成、講師の確保等、事業内容やその方法等についての企画及び立案を行うことを、また、「当該事業において実施される学習又は諸活動の指導」とは、社会教育に係る学習又は文化活動等の参加者に対して、講師等として当該学習又は活動等に係る知識・技術を教授したり、参加者の活動を援助すること等をいい、特別な判断を要しない単純な機械的業務についてはこれらに該当しないこと。

イ 平成8年告示二の1から二の5における事業の企画・立案、指導には、国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人、地方公共団体、大学等、社会教育施設又は社会教育関係団体の職員以外の形態で事業の企画及び立案に携わることや、外部講師等として指導に携わることが含まれること。このため、例えば官公署や社会教育関係団体等が募集した外部有識者やボランティア、社会教育関係団体の非常勤の講師等として行う業務が含まれること。

ウ 平成8年告示二の2の地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係るある業務には、地域学校協働活動の一環として行われる学習その他の活動の機会の提供等の事業の企画・立案、指導が含まれること。また、地域学校協働活動に携わる地域コーディネーター、地域連携を担当する教職員、学校運営協議会委員の業務についても、業務内容に応じ、平成8年告示二の2に含め得ること。

なお、国立及び私立の学校が地域と連携・協働して実施する同様の事業の企画・立案、指導については、平成8年告示二の7の業務として取り扱って差し支えないこと。

エ 平成8年告示二の6に規定する「国民等の協力活動」には、国際協力機構法第13条第1項第4号に基づき、JICA 海外協力隊（青年海外協力隊、海外協力隊、シニア海外協力隊、日系社会青年海外協力隊、日系社会海外協力隊又は日系社会シニア海外協力隊）又は草の根技術協力事業の人員として開発途上地域に派遣された者の業務が該当すること。

オ 平成8年告示二に掲げる以外の施設等機関、独立行政法人、地方公共団体の教育委員会以外の官公署、大学等以外の教育機関、社会教育施設以外の施設又は社会教育関係団体以外の団体の実施する事業において、社会教育に関係のある業務を行う者で、告示二に掲げるものと同様の事業の企画・立案、指導を行った者、及び告示二の6に掲げる以外の外国において行われる同様の活動を行った者についても、法第9条の4第4号の規定により、都道府県教育委員会が社会教育に関する専門的事項について同条第1号に掲げる者に相当する教養と経験があると認定することで、社会教育主事の資格を有することができることに留意すること。

(3)「教育に関する職」の指定について【平成8年告示三：法9条の4第2号関係】

平成8年告示三で教育に関する職として指定する職の概要は、以下のとおりである。

- ・学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の校長、教頭、教諭等の職（平成8年告示三の1）
- ・学校教育法第124条に規定する専修学校の校長及び教員の職（平成8年告示三の2）
- ・少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院又は児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職（平成8年告示三の3）
- ・教育に関する職であって、文部科学大臣が告示三の1から三の3までに規定する職と同等以上と認めた職（平成8年告示三の4）

2 社会教育主事の資格に係る実務経験の期間の計算方法等について
省略

3 法第9条の4第4号の規定に基づく都道府県教育委員会の認定について
省略

4 主事講習の受講資格等の取扱いにおける留意事項について

主事講習の受講資格要件については、講習等規程第2条の各号において、一定の学修要件又は実務経験等を定めており、その概要は以下のとおりであること。

- ・ 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和26年法律第17号）附則第2項の規定に該当する者（講習等規程第2条第1号）
- ・ 教育職員の普通免許状を有する者（講習等規程第2条第2号）
- ・ 短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（講習等規程第2条第3号）
- ・ 2年以上法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定する業務に従事した者（講習等規程第2条第4号）
- ・ 4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあった者（講習等規程第2条第5号）
- ・ 文部科学大臣が同条第1号から第5号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者（講習等規程第2条第6号）

なお、同条第4号及び第5号の職や業務の範囲等は、社会教育主事の資格と同様、平成8年告示及び本通知によるものとし、同条第6号の文部科学大臣が認めた者については、令和7年告示及び本通知により取り扱うこと。

(1) 講習等規程第2条第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者の指定【令和7年告示】

講習等規程第2条第6号で同条第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者の概要は、以下のとおりであること。

- ・ 2年以上児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の2第1項に規定する児童相談所の所長、所員、又は同条第4項に規定する児童相談所の職員であった者で、同法第13条第3項の各号に規定する児童福祉司の資格要件のいずれかに該当する者（令和7年告示一）
- ・ 2年以上次の業務に従事した者
 - 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30条）第2条第1項に規定する社会福祉士の業務
 - 社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護福祉士の業務
 - 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第2条に規定する精神福祉士の業務（令和7年告示二）
- ・ 2年以上、地域おこし協力隊等の地域振興に関する業務として、社会教育関係業務に従事した者（令和7年告示三）
- ・ 4年以上児童福祉士法第18条の4に規定する保育士の業務に従事した者（令和7年告示四）
- ・ その他、文部科学大臣が令和7年告示一から四までに掲げる者と同等以上と認められた資格を有する者（令和7年告示五）

(2) 講習等規程第2条第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者の取扱いについて

ア 令和7年告示三の地域振興に関する業務には、地域プロジェクトマネージャー及び集落支援員が含まれること。

イ 令和7年告示五の文部科学大臣が令和7年告示一から四までに掲げる者と同等以上と認めた資格を有する者には、学校教育法第104条第7項の規定により学位を授与された者が含まれること。

(3) 主事講習の受講資格に係る実務経験の期間の計算方法について

① 講習等規程第2条第4号及び第5号の実務経験の期間の計算に当たっては、前記第二2(1)①と同様に、期間の通算を認めることができること。

② 主事講習の受講資格を得るための実務経験の期間の計算に当たって、実務経験の内容が、講習等規程第2条第4号から第6号の複数の号にわたる場合で、かつ、各号のみによっては必要な実務経験の期間の要件を満たすことができないときは、以下のように計算し、これを満たす者については、主事講習の受講資格の認定を行うことができること。

法第9条の4第1号に規定する社会教育主事補の職、主事補と同等の職及び社会教育に関係のある業務を経験した期間(a3)、同条第2号に規定する教育に関する職に在職した期間(b3)並びに同条第1号に規定する主事補と同等の職に相当する職及び社会教育に関係のある業務に相当する業務を経験した期間(c3)を次の算式にあてはめ、その和が一以上となる場合。

$$(a3/2) + (b3/4) + (c3/2) \geq 1$$

(4) 主事講習の受講資格に係る実務経験の確認について

主事講習の実施機関は、主事講習の受講資格を得るための実務経験として社会教育に関係のある業務の経験を評価するに当たっては、主事講習を受講しようとする者が示した活動経歴を参照する等、適切に取り扱うよう留意すること。